

里帰り先の健診機関で各種健診

市民の方へ

(妊婦健診・産婦健診・1か月児健診、新生児聴覚検査)を受診される方へ

母子健康手帳別冊の受診票を里帰り先の健診機関で利用する場合、千葉市との契約が必要です。
下記内容をご確認の上、ご受診ください。

<契約状況の確認>

受診前に、妊娠届出時にご案内している契約健診機関をご確認ください(下記二次元コードでもご確認いただけます)。既に契約している場合は、受診票をそのままご使用いただけます。

【妊婦健診】



【産婦健診】



【1か月児健診】



【新生児聴覚検査】



<一覧に該当健診機関がない場合>

受診予定日の1か月前までに里帰り先の健診機関へ契約を依頼してください。

依頼方法

里帰り先の健診機関へ連絡

又は

里帰り先の健診機関へキリトリ線以下を提出

<契約不可の場合>

受診票はご使用いただけませんが、償還払い制度により、助成を受けることができます(公費負担の範囲内)。詳細は上記二次元コードよりご確認ください。

<契約可の場合>

対応は不要です。
受診票をご使用いただけます。

里帰り先健診機関ご担当者様

健診機関ご担当者様へ

妊婦健診・産婦健診・1か月児健診、新生児聴覚検査について(依頼)

千葉市民が受診票を利用して健康診査・検査を受診できますようご配慮をお願いいたします。

1. 契約していただける場合

電話又はFAX、メールにて本市にご連絡ください。1~2週間以内に契約書類を郵送いたします。FAX又はメールにてご連絡いただく場合は、ご契約可能な健診(妊婦健診・産婦健診・1か月児健診、新生児聴覚検査)を明記くださいますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

千葉市役所 保健福祉局健康福祉部 健康支援課

TEL : 043-238-9925

FAX : 043-238-9946

メール : jigyo.boshi@city.chiba.lg.jp

2. 健診・検査費用の請求について

妊婦健診、新生児聴覚検査 (契約: 千葉市 請求先: ちば県民保健予防財団)

健診費用の請求・支払いについては、公益財団法人 ちば県民保健予防財団に委託しておりますので、財団へご提出ください。請求関係の書類は、後日、財団から貴機関に送付いたします。

1か月児・産婦健診 (契約: 千葉市 請求先: 千葉市)

契約は、市との個別契約かつ健診費用の請求・支払いも市が直接行いますので、健康支援課へご提出ください。